

倶知安町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要と改定のポイント

1. 計画の概要

新型インフルエンザ等対策行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づき策定するもので、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、住民の生命や健康を保護し、住民の生活や経済に及ぼす影響が最小となるよう、国・都道府県・市町村が各役割に応じ、それぞれの平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示す計画です。

本町行動計画は、同法第 8 条の規程に基づき、北海道行動計画に基づく本町区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画の策定をするものです。

2. 計画改定の経緯

本町行動計画は、特別措置法の制定に基づき順次策定された国・北海道の計画の内容に基づき平成 27 年（2015 年）7 月に策定しました。

その後、令和 4 年（2022 年）の感染症法改正等により、平時から有事に備えた検査体制や医療提供体制等の構築の準備が推進されたことや、新型コロナウイルス感染症（COVIT-19）への対応の経験を踏まえ、令和 6 年（2024 年）7 月に政府行動計画が抜本的に改定されたことを受け、令和 7 年（2025 年）3 月に北海道行動計画が改定されたため、国・道と連携を密に施策の推進を図るため、その内容に添って本町行動計画も見直しを行うものです。

3. 計画改定の方針等

新型インフルエンザ等対策の実施に関しては、感染症発生時においては国家の危機管理として町は国や道と連携して対応する必要があり、関係機関との連携・協力が重要であることから、本町行動計画の対策の目的や基本的な考え方を総論的に整理するにあたっては、国及び道の行動計画に基づき、その内容と整合させるものとします。

また、対策の骨子を整理するにあたっては、国及び道の行動計画と連携させ、一体的な施策の実現を目指すものとします。

4. 計画改定の予定時期

令和 8（2026）年 3 月

5. 改定のポイント

コロナ過の経験等を踏まえ、現計画の内容を新項目を加え、再構成し、内容の充実を図る。

記載項目	現計画	新計画
策定改定	平成 27 年（2015 年）7 月	令和 8 年改定予定 10 年ぶり、初の抜本的改正 新型コロナの経験を踏まえ、対策を具体化
対象疾患	新型インフルエンザがメイン	新型コロナ、新型インフル以外の呼吸器感染症も念頭に内容を充実
平時の準備	未発生期として記載	対応段階を準備期、初動期、対応期の 3 期に分けて整理し、準備期の取組を充実
対策項目	6 項目 ①実施体制 ②情報収集、提供・共有 ③まん延防止 ④予防 ⑤医療 ⑥生活・経済の安定	7 項目に拡充・再構成・充実 ①実施体制 人材の育成、訓練 ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション 双方向リスクコミュニケーションの追記 偏見差別、偽・誤情報への対応 ③まん延防止 施策の機動的摘要 ④ワクチン 新型インフルエンザ以外も対応 ⑤保健 保健所を中心とした有事体制の確立 ⑥物資 有事に向けた対策を強化 ⑦生活・経済の安定 心身への影響に関する対応や事業者に対する支援等の対応拡充
横断的視点	—	①人材育成 ②町、道、国の連携 ③DX の推進
実効性確保	—	国の概ね 6 年の見直し検討に合わせた対応

6. 改定計画の構成

[第1部] 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

○第1～2章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と新型インフルエンザ等対策行動計画について、法制定の背景及び計画改定の概要等を記載

○第3～5章 対策の目的や、実施に関する基本的な方針、各対策項目について記載

[第2部] 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

※時期区分を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて項目ごとに内容を記載

改定された国・道計画と整合させ、必要な施策を国・道・町・関係機関が連携して一体的に展開し、有事においては、迅速に対応する。

項目	<p>[準] 準備期：新型インフルエンザ等の発生情報を探知するまで</p> <p>[初] 初動期：探知以降、基本的対処方針が実行されるまで</p> <p>[対] 対応期：基本的対処方針が実行されて以降</p>
1 実施体制	<p>[準] 実践的な訓練の実施、国及び地方公共団体等の連携強化</p> <p>[初] 事態を適確に把握し、初動対応を迅速に実施</p> <p>[対] 職員の派遣・応援への対応、必要な財政上の措置</p>
2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<p>[準] 住民等の感染症危機意識の把握、相談窓口等を設置する準備</p> <p>[初] 相談窓口等を設置</p> <p>[対] 相談窓口等の継続</p>
3 まん延防止	<p>[準] 有事におけるまん延防止措置についての理解促進</p> <p>[初] まん延防止対策の周知等の準備</p> <p>[対] まん延防止対策に係る要請等の協力</p>
4 ワクチン	<p>[準] 接種体制の構築に向けた準備</p> <p>[初] 医療従事者の確保等、接種体制を構築</p> <p>[対] 構築した接種体制に基づき接種を進める</p>
5 保健	<p>[準] 保健所との連携体制構築</p> <p>[初] 保健所、道への協力準備</p> <p>[対] 保健所、道への協力</p>
6 物資	<p>[準] 感染症対策物資等の備蓄</p> <p>[初] 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認</p> <p>[対] 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認</p>
7 住民の生活及び地域経済の安定の確保	<p>[準] 支援実施に係る情報共有体制の整備</p> <p>[初] 事業継続や生活関連物資等の安定供給に関する呼び掛け</p> <p>[対] 住民生活、社会経済活動の安定のため、必要な支援等の実施</p>

附属資料

関連法律

用語解説